

令和4年度第1回狛江市国民健康保険運営協議会
事前質問に対する回答

【質問1】 資料2 令和4年度狛江市国民健康保険特別会計予算

新税率で課税した令和4年度予算額は、今年の1月の運営協議会(令和3年度第3回)で示された改定案による保険税調定額と比べ差があるように見えますが、何か理由があるのでしょうか。

同様に、前年度との増減額「令和4年度予算額(47,097千円増)」と「改定案による保険税調定額(38,514千円増)」も少し差があると思いますが、何か理由があるのでしょうか。

【回答】

予算額につきましては、調定額ではなく収納率をかけた収納額で計上しているため、金額に差がございます。また予算積算に当たっては、令和4年1月の税率改定資料の調定額から、コロナ等の影響を鑑みもう少し減額した数値で財政担当と調整して積算していますので、合致する数値にはなってございません。

ただし、令和4年1月の税率改定資料でございます改定による調定増額38,514千円については、その数値を税率改定影響額として予算積算に反映して数値を作成しております。

ご指摘の税率改定案による調定増額38,514千円につきましては、令和4年1月現在における被保険者状況による令和3年度税率の場合と令和4年度税率の場合で算定した差額の金額となりますので、令和3年度予算額との差額とは異なるものでございます。実際に税率改定による調定額の増額がいくらになるかは、令和4年度決算にならないとわからないものでございます。

【質問2】 資料2 令和4年度狛江市国民健康保険特別会計予算

新税率で課税した令和4年度予算額は、新たな未就学児の均等割軽減がすでに組み込まれているのでしょうか。

また、多子世帯の均等割減免はどうでしょうか。減免は申請が基本だと思いますが。

【回答】

新税率で課税した令和4年度予算額は、新たな未就学児の均等割軽減を反映した数値となっております。

また多子世帯の均等割減免につきましても、反映した数値となっております。申請に

つきましては、被保険者の負担緩和等のため、国保の資格取得の届出をもって同時に減免の申請をしたものとみなすよう例規を整備しております。

【質問3】 資料3【詳細】データヘルス計画に基づく保健事業の令和3年度実施状況について（資料3【詳細】P4. 5）

3. 受診行動適正化指導事業（6）実施状況の頻回受診の「参加者数」と「終了者数」に対応する（7）受診行動及び医療費適正化状況の頻回受診の「指導実施者数」と「受診行動が適正化した人数」の数字が合いません。何が違うのでしょうか。

（6）実施状況の重複服薬と（7）重複服薬でも数字が合いません。

【回答】

頻回受診について、（6）で示しているのは、「参加者数」9人のうち、最後まで指導を受けた方が「終了者数」8人ということになります。（7）で示しているのは、参加された「指導実施者数」9人のうち、その後のレセプトを確認し「受診行動が適正化した人数」が5人というものでございます。重複服薬についても同様です。

「受診行動が適正化した」とは、レセプトにより把握した情報で、頻回受診や重複服薬が適正な受診に改善していたということでございます。

【質問4】 資料3【詳細】データヘルス計画に基づく保健事業の令和3年度実施状況について（資料3【詳細】P7及び資料3P3）

5. ジェネリック医薬品差額通知事業（6）の実施状況の「累計発送通数」・「累計通知者数」・「累計切替者数」の意味と、資料3の5ジェネリック医薬品差額通知事業の「発送通数」との関係をお教えください。

【回答】

「累計発送通数」、「累計通知者数」及び「累計切替者数」につきましては、平成26年度の事業開始からの累計の数値を記載しております。同じ方にも通知を送っておりますので、事業開始から令和3年度までに送付した実質の人数は、5,059人、そのうちジェネリックに切り替えた実質の人数は4,728人ということになります。

また資料3のジェネリック医薬品差額通知事業の「発送通数」は、当該年度に実際に発送した通数となります。